

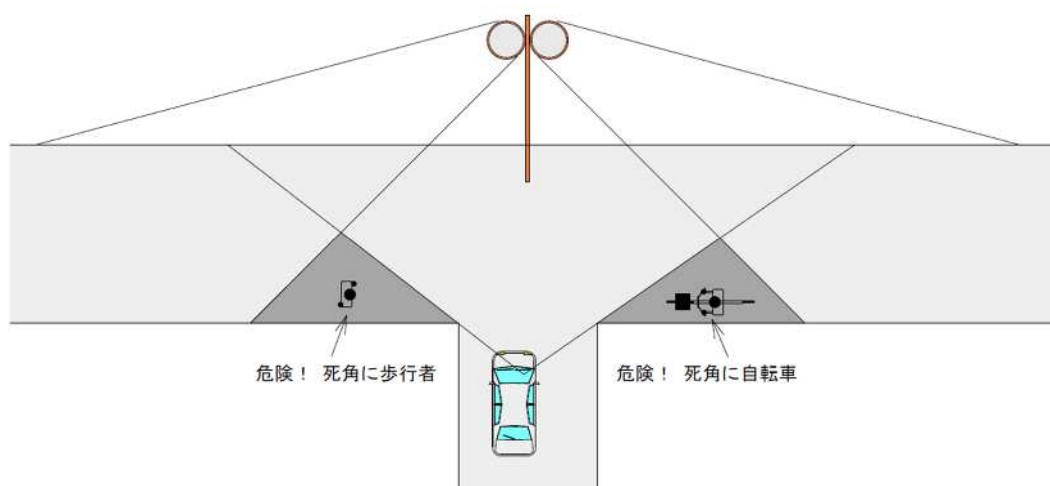
## 1. はじめに

道路反射鏡は、見通しの悪い交差点、カーブにおいて、自動車の直接目視確認が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置しています。道路反射鏡はあくまで安全確認の「補助施設」であり、道路交通法を遵守した通行をすることが前提で、安全確認は直接目視により行うことが原則です。

## 2. 道路反射鏡の特性について

道路反射鏡には次のような性質があり、この性質を理解しておかないと自動車の運転者は安全に道路反射鏡を利用することができず、道路反射鏡付近を通行している歩行者、自転車にとって、かえって危険になります。

- (1) 道路反射鏡は全てを見通せるわけではなく、必ず見えない部分（死角）がある。そのため、死角から出てくる歩行者、自転車等の発見が遅れることがある。（下図参照）
- (2) 道路反射鏡を見ることで、接近車の有無を遠方から確認することができる。ところが、接近車がないことを確認した直後に、通過速度の上昇や一時停止違反等を招きやすくなり、死角から出てきた歩行者、自転車等との接触事故の危険性がかえって高まる。
- (3) 道路反射鏡に映る車は小さくかつ遠くにいるように見える。そのため、実際に走っている車の速度感・距離感がつかみづらい。
- (4) 道路反射鏡には、あらゆる物体の左右が反転して映る。そのため、歩行者・自転車等の位置関係が逆に映って見えてしまい、混乱を招きやすくなる。（例：実際に車の手前側を歩いている人は、ミラーには奥側を歩いているように映って見えてしまう。）



### 3. 道路反射鏡の設置対象道路について

道路反射鏡は、次のいずれかに設置するものとします。

- (1) 道路がカーブし、見通しの悪い新居浜市建設部道路課（以下「道路課」という。）が管理する道路（以下「市道等」という。）
- (2) 見通しの悪い交差点で、以下の要件を満たしていること
  - ・市道等と公道の交差点であること
  - ・市道等と私道の交差点で、私道を利用している戸数が3戸以上かつ土地の所有者がそれぞれ異なること

※集合住宅は1戸とみなします。詳しくは道路課にお問い合わせください。

### 4. 道路反射鏡の設置について

道路反射鏡には、前頁の「2. 道路反射鏡の特性について」の中で記載されている特性があるため、基本的には自治会等から要望があった場合、道路課で現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認した上で設置を検討しています。

そのため、直接目視での安全確認が可能な箇所については、設置のご要望に沿えないことがあります。

なお、設置できないと判断した場合、運転者への注意を促す代替案として、十字等の交差点マーク・白線・文字記号の路面標示等を提案させていただく場合があります。路面標示等を設置することにより、運転者が危険な箇所や交差点があることを視覚的に認識し、慎重な運転を行うことによって、事故を減らす効果が見込めます。

事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。【道路交通法第70条】 ※1

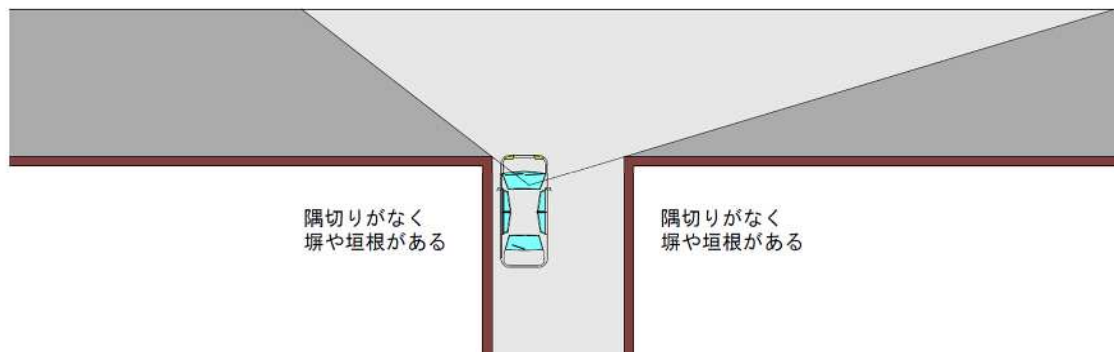
#### ※1 道路交通法第70条

車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

道路反射鏡の新規設置に関して、原則として次のような例により判断しています。

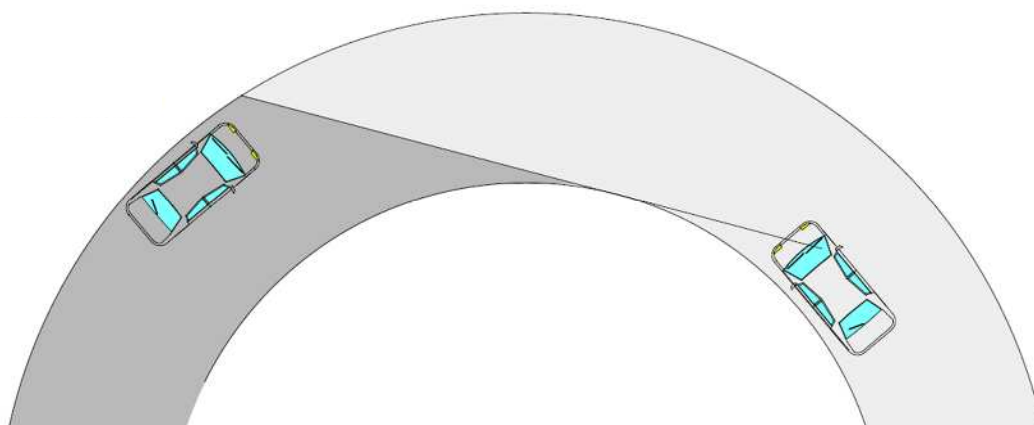
(1) 設置できると判断する場合

- ① 信号機のない交差点部分において道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合



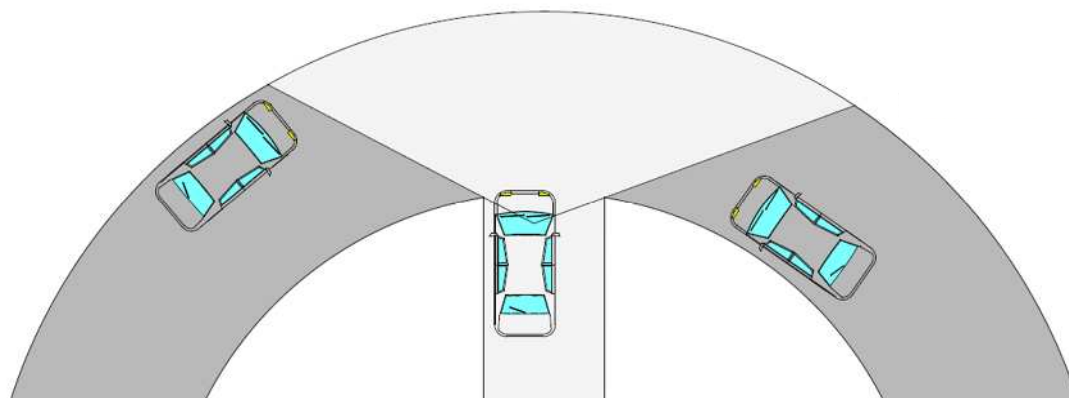
- ② 急カーブしており、見通しが確保できない場合

(※中央線がある場合を除く)

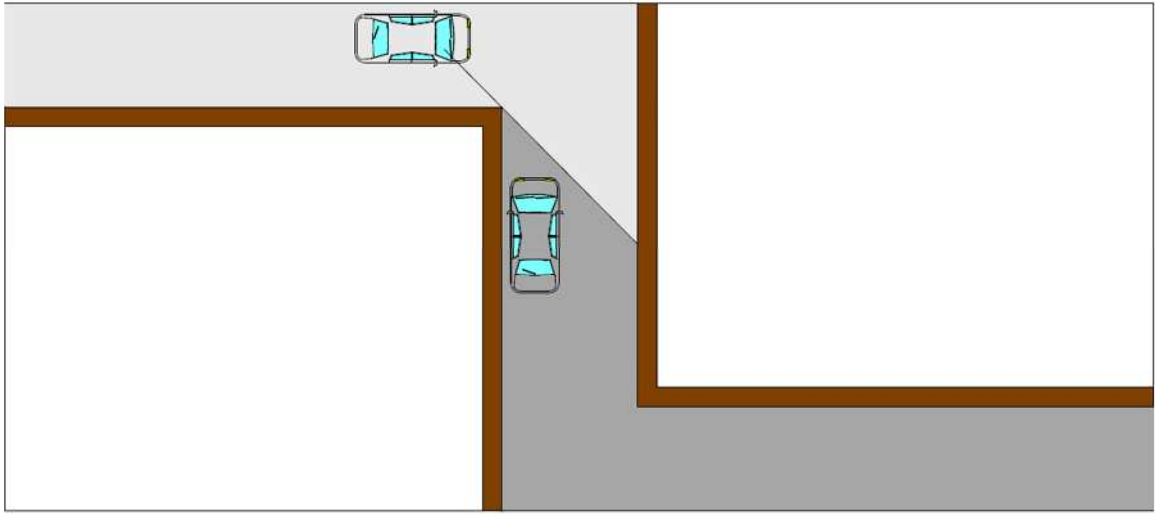


- ③ 内側に大きくカーブしており、見通しが確保できない交差点の場合

※道路中心線の交差角 90° 未満

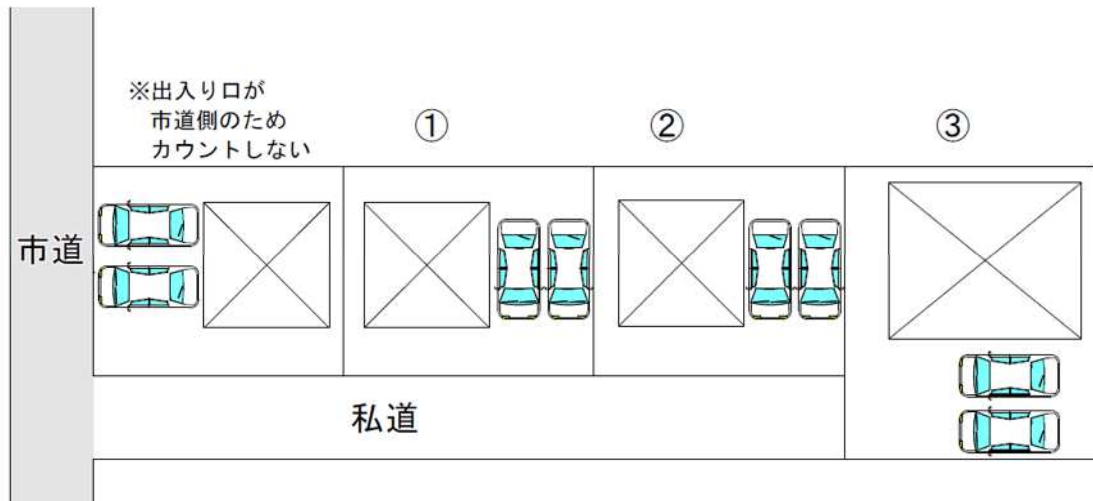


④ 屈折部で、見通しが確保できない場合



⑤ 市道等と交差する私道において、①から④のいずれかと、以下の条件を満たす場合

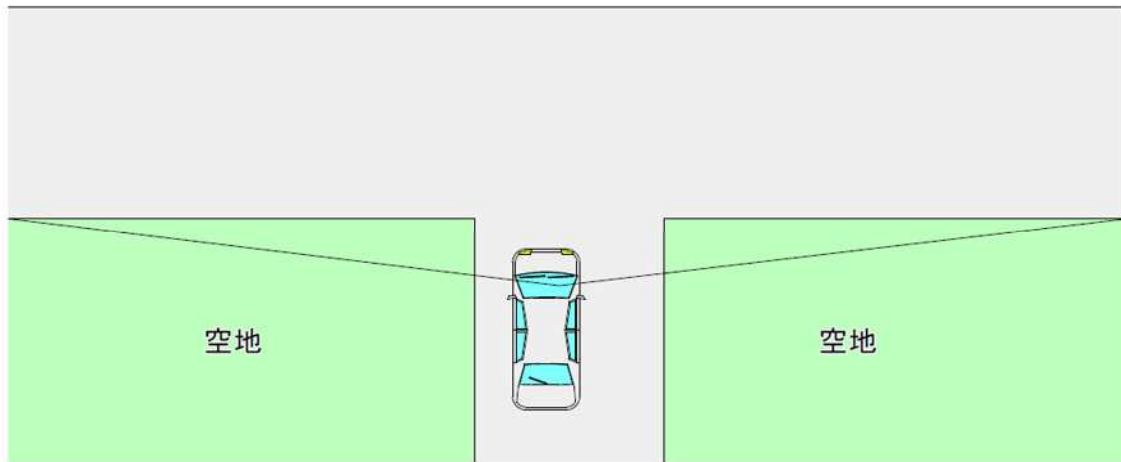
- ・私道を利用している戸数が3戸以上かつ土地の所有者がそれぞれ異なること



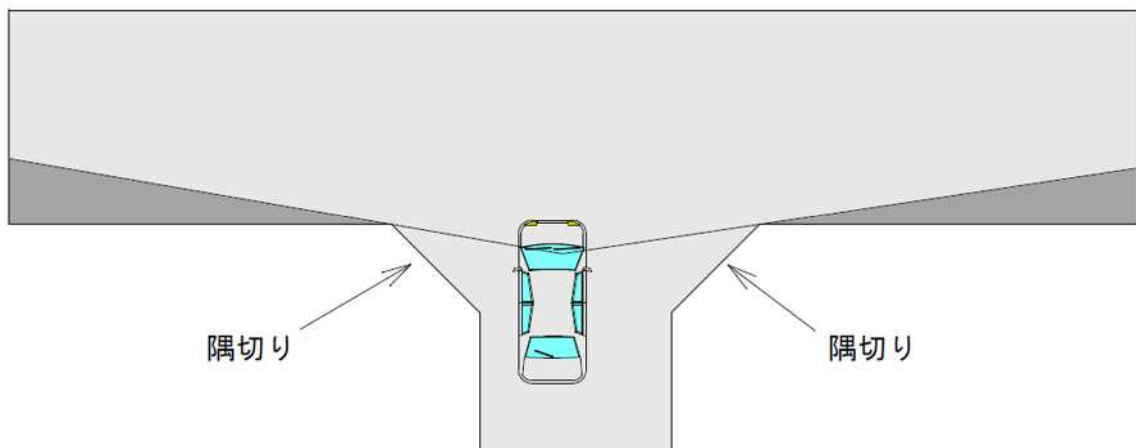
(2) 設置できないと判断する場合

(法令等【道路交通法第 42 条】 ※2 に定められた通行を行えば危険を回避できる場合)

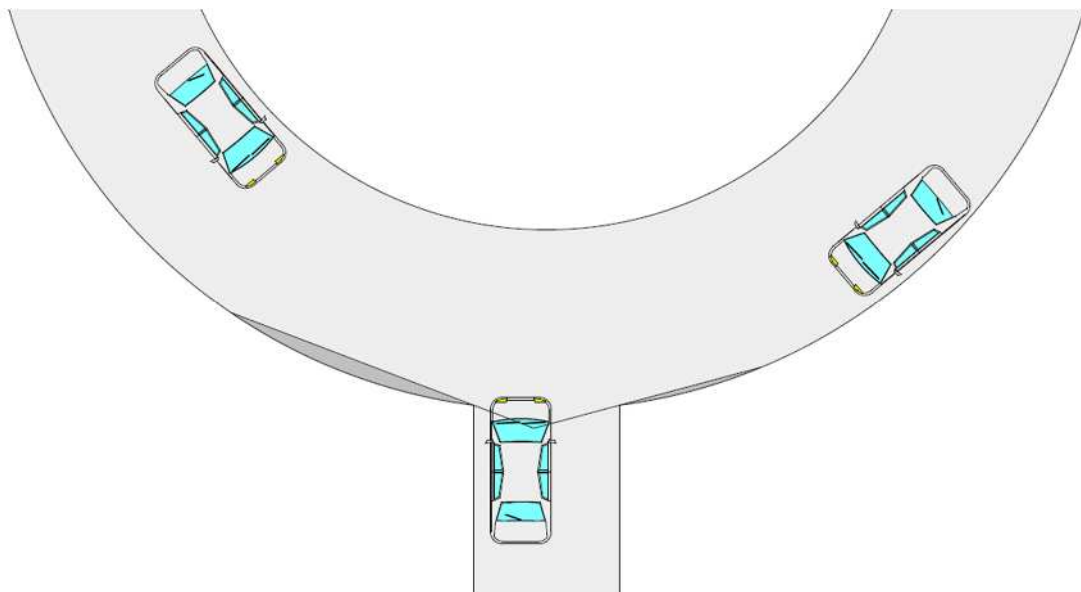
① 空地等の土地利用形態により、見通しが確保されている場合



② 隅切りがあり、見通しが確保されている場合

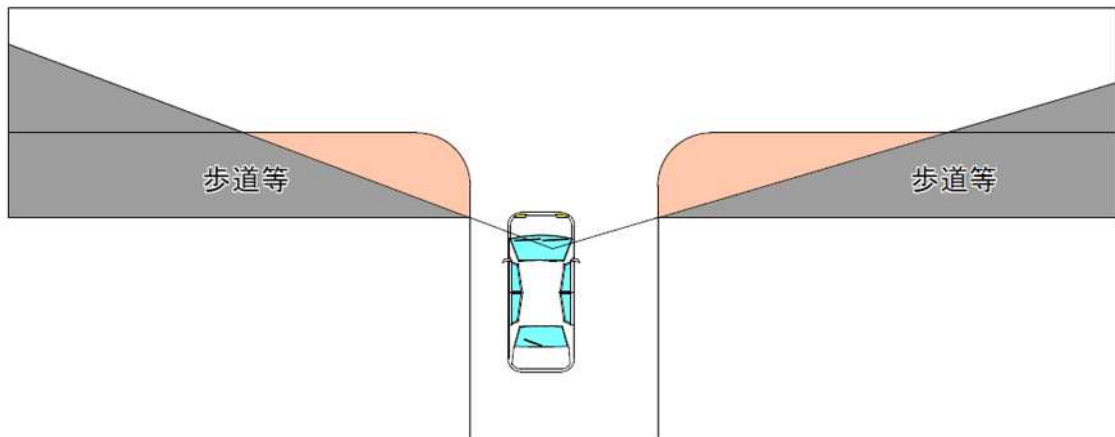


③ 外側へカーブしており、見通しが確保されている交差点の場合

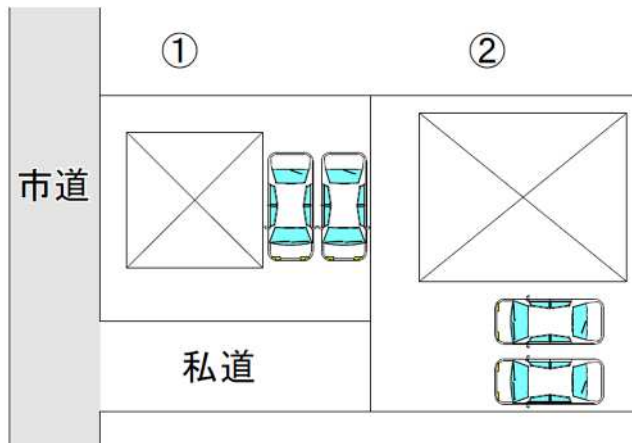


- ④ 歩道等があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合

【道路交通法第 17 条】 ※ 3



- ⑤ 市道等と交差する私道で、私道を利用している戸数が3戸に満たない場合



- ⑥ 道路反射鏡位置が個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入り口前  
(公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置できません。)

- ⑦ 駐車場にある自動車等の可動物が原因で見通しが悪い場合  
(見通しの悪い時間が一時的なため、設置できません。)

- ⑧ 道路反射鏡の設置可能な箇所が物理的に確保できない場合

設置により、道路の有効幅員が狭くなり、道路反射鏡への接触事故が生じる恐れがある狭小道路等には設置できません。

- ⑨ 道路反射鏡の設置箇所について地権者または近隣住民から理解を得られない場合

設置検討箇所が、民家敷地内または民家入口前になる場合、その該当する地権者または近隣住民から設置について理解を得られない場合は、設置できません。また、民地に設置する場合は、無償使用の同意が地権者より得られない場合も設置はできません。

⑩ 民間事業者の開発行為により造成された道路で下記に当てはまる場合

- ・民間事業者との都市計画法第 32 条に基づく協議時にカーブミラーの設置について事業者で対応するよう取り決めをしている。

※設置については開発行為を行った事業者に相談してください。

⑪ その他、道路反射鏡の設置が適切でないと判断される場合

※ 2 道路交通法第 42 条第 1 項第一号

車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通行する場合及び次に掲げるその他の場合においては、徐行しなければならぬ。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通行しようとするとき（当該交差点において交通整理が行われている場合及び優先道路を通行している場合を除く。）。

※ 3 道路交通法第 17 条第 1 項および第 2 項

車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りではない。

2 前項ただし書の場合において、車両は、歩道等に入る直前で一時停止し、かつ、歩行者の通行を妨げないようにしなければならない。

5. 道路反射鏡の撤去について

既存の道路反射鏡については、下記の理由等により撤去する場合があります。

- (1) 私有地に無償使用で設置されている道路反射鏡が、地権者の都合により継続して設置することが困難となった場合
- (2) 既に道路反射鏡が設置されている交差点で、道路反射鏡に映る情報を過信して、徐行義務や一時停止といった法令等を怠り、危険運転をしたことが原因で、事故が誘発された場合
- (3) 土地の利用形態が変わったことにより、直接目視での安全確認が可能となった場合
- (4) 取替が必要となったもので、現在のカーブミラー設置基準を満たしていない場合

## 6. 道路反射鏡の設置後について

設置した道路反射鏡が、車両接触等の原因で視認性が悪くなっている場合は、道路課へご連絡ください。角度調整等の対応を行い、改善いたします。

車両の接触等により破損した道路反射鏡の中で、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断した場合は、継続して使用します。ただし、接触等による破損が多発した場合、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置出来ていないと判断し撤去を検討します。土地利用の変化により、既存位置での道路反射鏡が支障となった場合は、可能な範囲での移設を検討いたしますが、移設により車の運転に必要な視距が確保できないと判断した場合は、撤去を検討します。

## 7. カーブミラーの設置要望について

カーブミラーの設置は、メリットがある一方、デメリットもあることから地域の総意が必要と考えています。基本的にはお住いの自治会を通じて道路課へ要望して頂くようお願いいたします。自治会におかれましては、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する）に十分御留意頂きますようお願いいたします。